

消

防

概	要	-----	110				
消	防	庁	舎	-----	110		
消	防	団	の	組	織	-----	110
消	防	活	動	業	務	-----	111

1. 概 要

彦根市の消防は、消防本部（常備消防）と消防団（非常備消防）により市域の全てを守備しています。
なお、常備消防については、昭和49年4月1日から犬上郡豊郷町、甲良町、多賀町より消防事務委託を受け、今日に至っています。

平成30年4月1日現在の犬上郡三町を含む管轄人口は134,540人で、1本部1署3分署、職員定数174人に対し、職員数155人（事務吏員1名含む。）の体制で複雑化、高層化、広域化する各種災害に対応しています。

2. 消 防 庁 舎

（平成30年4月1日現在）

消防本部（消防署本署）

所在地	彦根市西今町 415 番地	配属職員数	96 人 (県派遣職員 2 人を含む。)
敷地	6,735.89 m ²	〔 本部 47 人 指揮本部・本署 49 人	
建築面積	1,515.59 m ²		
延べ面積	2,997.27 m ²		
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 3階建		
竣工	昭和61年11月1日		

南 分 署

所在地	彦根市稲里町 320 番地	配属職員数	19 人
延べ面積	759.79 m ² (うち防災備蓄倉庫 156.66 m ²)		
構造	鉄骨造平屋建		
竣工	平成10年3月25日		
	(防災ヘリポート併設屋外訓練場設置、彦根市防災備蓄倉庫併設)		

北 分 署

所在地	彦根市古沢町 503 番地 1	配属職員数	19 人
延べ面積	631.99 m ²		
構造	鉄骨造2階建		
竣工	平成5年2月10日		

犬上分署

所在地	犬上郡甲良町横関字山王 689 番地 1	配属職員数	21 人
延べ面積	814.75 m ²		
構造	鉄骨造2階建		
竣工	平成7年3月27日		

3. 消 防 団 の 組 織

彦根市消防団は、団員定数525人に対し、現員455人（平成30年4月1日現在）で組織しており、引き続き、団員の確保と魅力ある消防団づくり事業を積極的に推進する必要があります。

本市消防団は、団本部組織を明確にし、地域の15個分団から班長クラスの団員を団本部に一定期間派遣して全体のレベルアップを図るとともに、昭和63年に女性消防団員「ヒコネ・サンフラワーズ」を結成し、消防団活動を展開しています。

また、平成9年には阪神淡路大震災を教訓に、大規模災害時における応援部隊の受入をはじめ、情報の収集、指揮命令の伝達などを主体的な任務として、各分団に専用のバイクを配備し、「彦根市消防団バイク隊」が誕生しました。バイク隊員は通常各分団に所属していますが、それぞれの地域から情報を収集しな

から参集する、消防団の機動部隊として活躍が期待されています。

4. 消 防 活 動 業 務

1 火災防衛活動について

平成 29 年中の火災件数は 43 件（彦根市、犬上郡三町）で、前年と比較すると 11 件の減少となっています。また、出火率（人口 1 万人当りの火災件数）は 3.18（件/万人）で全国値 3.06（件/万人）より高くなっています。

火災防衛活動については、放水開始時間の短縮と水損防止を基本方針として、消防署（本署、各分署）へ水槽付き消防ポンプ自動車を提供し、早期鎮火を図る体制を整備しています。

また、中高層建物や危険物施設における火災防衛では、はしご車や化学車など火災特性に応じた出場計画を樹立し、平成 27 年 10 月からは、各隊の指揮統制や安全管理など、より効率的で効果的な現場活動が図れるよう、指揮隊を配置し万全の体制で臨んでいます。

2 救助活動について

平成 29 年中の救助出場件数は 61 件で、31 人の要救助者を救出しました。事故種別では、交通事故によるものが、全体の 57%を占め、次いで、その他の事故、水難事故の順となっています。

消防機関が行う救助活動は、火災、交通事故、労働災害、水難事故、山岳事故、自然災害からテロ災害などの特殊災害等幅広い災害・事故に及んでいます。加えて、建物の高層化、都市機能の高度化に伴い、人命救助を必要とする災害も複雑・多様化し、救助活動の範囲が広がっています。これらのことを踏まえ、専任の救助隊員を配置するとともに、平成 27 年 7 月から水難救助活動に係る潜水業務を開始し、また、平成 28 年 2 月には救助工作車の更新配備により、最新型の車両と、より効果的な救助資機材を一新し、多岐にわたる救助事故に備えています。

3 救急活動について

平成 29 年中の救急出場件数は 5,747 件、搬送人員は 5,261 人でした。これは 1 日あたりでは約 16 件、時間あたりでは 1 時間 30 分に 1 回の割合で救急隊が出場していることとなります。

事故種別では、急病が全体の約 67%を占め、次いで一般負傷、交通事故の順となっています。

平成 25 年 10 月から消防署本署に救急隊 1 隊を増隊し、1 署 3 分署に救急隊 5 隊での運用を開始し、救急救命士（救急業務に関する専門教育を修了した有資格者）を配置して救急業務にあたっています。また、平成 21 年 12 月から、状況により救急現場に自動体外式除細動器（AED）などの応急処置用の資器材を積載して消防隊が出場し、救急隊と相互に連携して救急・救護活動や人命救助活動を行う「PA 連携」出動を運用しており、平成 29 年中は 170 件の出動がありました。

平成 15 年 3 月の救急救命士法施行規則の改正による救急救命士の処置範囲拡大に伴い、地域のメディカルコントロール体制を整えるとともに、救急救命士の資格養成を行い、平成 18 年 9 月から医師の具体的な指示による薬剤（アドレナリン）投与、平成 19 年 3 月から医師の具体的な指示による気管挿管、平成 27 年 8 月から包括的指示による血糖測定および医師の具体的な指示による低血糖発作症例へのブドウ糖投与、ショック状態の傷病者に対する輸液を実施しています。

4 応急手当の普及について

平成 29 年中の応急手当の普及啓発活動状況は、普通救命講習 I・II・III 合わせて 90 回を実施し、受講人員は 1,362 人でありました。

救急隊が現場に到着するまでの間に、救急現場近くの一般住民による応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果が得られることから、住民の間に応急手当の知識と技術を広く普及するよう実技指導に努めています。特に、心肺機能停止状態の傷病者を救命する AED を含む心肺蘇生法（CPR）技術の修得に主眼を置き、住民体験型の普及啓発を推進しています。

また、平成 20 年度から地域の防災リーダーや大規模事業所、多数の住民が出入りする施設等での応